

公益財団法人佐々木研究所
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人佐々木研究所（以下、「この法人」という。）定款第20条及び第39条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下、「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者を言う。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第16条に基づき、選任された者をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 理事には、別表役員等俸給表に基づき理事報酬を支給する。

- 2 監事には、別表役員等俸給表に基づき監事報酬を支給する。
- 3 評議員が評議員会に出席した場合は、定款第20条第1項に定める年額総額を上限として、別表役員等俸給表による報酬を支給する。
- 4 役員等に対しては、賞与、退職手当を支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 理事及び監事の報酬年額の限度額は、別表役員等俸給表の通りとする。常勤理事の報酬額は理事会が決定し、各監事の報酬は、監事同士の協議により定める。

- 2 業績の悪化等など、緊急に必要な場合には、理事長は理事会の決議を得て、常勤理事の報酬について削減をすることができる。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。但し本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 役員報酬は年俸制とし、毎月年俸額の12分の1を支給する。

3 役員等の報酬に係る支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に係る細則は、別に定めるこの法人の職員を対象とする給与規程（以下、「給与規程」という。）に準ずる。ただし、評議員の報酬は、その支給が確定した日以降遅滞なく支給する。

(費用)

第6条 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日以降遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(日割り計算)

第7条 新たに役員等になった者には、その日から報酬を支給する。

2 役員等が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 役員等が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日並びに祭日の日数を差引いた日数を基礎として日割りによって計算するものとする。

(端数の処理)

第8条 この規程により生じた金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改定)

第10条 この規程の改定は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人佐々木研究所の設立登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

別表 役員等俸給表

I 常勤理事

種 別	年俸限度額
理事長	2,250 万円
副理事長	1,500 万円
常務理事	1,100 万円
理事	500 万円

注1：各常勤理事の報酬は、従事する業務、日数及び業績に応じ、理事長が理事会の承認を得て決定する。

注2：上記年俸限度額は使用人報酬を含まない。ただし、使用人報酬を含めた常勤理事の総年俸額は、理事長の年俸限度額を超えないものとする。

注3：就業規則に定める定年（65歳）を超えている場合には、年俸額を減じることができる。

II 非常勤理事 年 60 万円

III 非常勤監事 年 60 万円

IV 評議員 評議員会出席の場合の報酬 1 回 22,222 円

V 役員等に対しては、賞与、退職手当を支給しない。

以上